

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第四章 米麦等の供出・価格をめぐる運動

第二節 米価・供出をめぐる運動

一九五三年は、四月末より五月にかけての霜害、八、九月の水害のあとをうけて天候不順により特に米作はもっとも大きい打撃をうけ一〇月一五日現在の農林省予想収穫高は五三四八万石で二〇年来の大凶作となった。しかもこの凶作の農民に対する打撃は地域的階層的にきわめて不均衡であった。凶作は一方において東北地方の山対の貧農には再び立ち上り得ないような決定的打撃を与え、その反対に、北陸や九州の一部地方の農民とくに中富農層はヤミ米の値上りや凶作加算、超過供出奨励金などにより例年以上の収入を得るなど、農民の貧富の懸隔を大きくし、貧農は家計補充のために出稼ぎや人身売買を余儀なくされ、結局農民層の分解がすすんだのである。

大凶作により政府の食糧政策も危機にみまわれ、食糧管理制度の再検討、米価体系の建て直しが各方面から叫ばれ、食糧・米価問題は国会の最大問題の一つとなった。すでに麦価問題で野党、労農団体の総攻撃にあい、農相更迭までひき起して動揺した自由党政府はこの大凶作を前にして、いかにして低賃金・低米価の基本線を維持するかに最大の苦心を払わねばならなかった。そして政府の対策の第一のものがいぜんとして外国産米麦への依存政策に置かれたことはいうまでもない。

政府は当初供出集米日標を二五五〇万石に置き、外米七三四万石(一一〇万トン)と予定していたが、一〇月に入って大凶作が確実に予想されるや、外米輸入量を一〇〇〇万石(一五〇万トン)までふやし、なお国民消費体系を米より麦に、粒食より粉食に転換する政策を押しすすめることになった。しかしこの「米から麦へ」の転換は、たんに安価な外国産小麦の輸入により食糧問題を打開するというにとどまらず、国民経済の軍事化政策と結びついたMSA小麦の輸入を見こしての政策であり、そこに米価・供出をめぐる問題の重大性があったのである。

日農両派をはじめ、全農、全農連などがこの凶作下の米価供出問題を本年度の運動の中心的課題としてとりあげたことはいうまでもない。それは貧農の飯米確保、営農資金要求から、供出割当米価決定をめぐる陳情運動、農民大会の開催などさまざまな形でたたかわれたが、とくに本年度は労働団体、主婦連合会などの消費者団体との共闘が昨年より緊密になり、また中央地方を通じて大規模になったことが注目される。米価・供出闘争の代表的なものは、新潟、香川、山口など地方の農民大会のほかに、中央に食糧対策国民連絡会が持たれ、日農、総評、主婦連など労農市民団体が歩調をそろえて共闘し、その頂点として九月二一日米価要求全国農民大会(中央農業会議傘下団体、全販連主催)が開催され、その後もいくつかの全国大会が開かれた。日農主体性派、全農連など九団体の組織する「農産物価格対策協議会」は米価一万二〇〇〇円以上その他の統一要求を決定して米価審議会に働きかける等の動きもあった。これらの詳細については次に記述するが、しかしこれらの運動方式が労農提携、農民大会等の比較的大規模な動員で世人の注目をひき

ながら主として政府や議会に対する陳情に重点がおかれ、前年来の農業復興会議中心の「農政運動」的性格を抜けきれなかったことは注意されねばならぬ。

日農主体性派本部は、五三年産米の供出・価格闘争の根本方針をつぎのように決定した(「日農総本部報」第六号「指針」三)。その要点は次の通りである。

(米価・供出に関する日農の方針)

- (1) 米の統制緩和、撤廃には絶対反対。
- (2) 供出農家の三分の一の上層農家にだけ与える超過供出奨励金には反対。
- (3) 農民には再生産を可能からしむる米価、消費者には食える米価を要求して吉田政府の政策と対立する。とくに二重米価制の実現を要求する。
右の基本方針より次の具体的要求が生れる。
- (1) 現行の天下り供出割当に反対し、供出制を通じて現われる国家権力に打撃を加える。
- (2) 農民の階層分化を激化させ、地主富農による農村支配秩序を固めるための政府の米価政策に反対する。
- (3) 米価闘争を、労働者農民を中核とする広汎な国民の吉田政府に対する闘いに組織し、米帝の下請機関たる吉田政府の打倒闘争に発展させること。
- (4) 米価は限界供出農家の再生産を保証し、かつ都市労働者と同一水準の労働報酬を与えるごとき価格たること(具体的には一万円以上)。
- (5) 特別集荷制度は廃止すること。
- (6) 早場米奨励金は石当り第一期一五〇〇円、第二期一二〇〇円、第三期八〇〇円とする。
- (7) 保有米は所得計算の対象外とすること。

一万二〇〇〇円米価、二重価格制その他凶作下の米価要求は、ひとり日農等農民団体によって提出されたのみならず、社会党、労農党、共産党はもとより、反吉田政府の線で共同戦線をはり、議会内外で広汎な運動を展開した。七月二五日には総評、日農などの結成した食糧対策国民連絡会議が宣言を発し「人間らしく生きてゆける賃金を!」「農民らしく働らせる農産物の価格を!」要求した。つぎに連絡会議の宣言をかかげる。

(宣言)

われわれ都市勤労者も農民もすべての働く国民は、いま一致して平和と希望にみちた生活をしたくと切実に願っている。

しかし、国民をとりまく政治や経済のありさまは、われわれのこの願いをふみにじって、生活をいっそう苦しくするばかりである。

国民の忍耐にも限りがある。平和で民主的生きがいのある生活は、働く国民が、お互に固く手を組んで自分自身の力で獲得するよりほかに道がないことを、いまや国民のすべてが心から知りはじめている。

人間らしく生きてゆける賃金を!
農民らしく働ける農産物の価格を!
安心して充分に買える食糧を!
働く国民のみなさん!

われわれはこのような要求をわれわれ自らの力で解決するための仕事、とくに生活でいちばん大切な食糧の問題を都市の人も農民もいっしょになって解決するための仕事をはじめることにした。働けるだけ食べるためには一升二〇〇円もするヤミ米を買わなければならないのに、農民が売る米は一升八五円そこそこだというありさまを、そしてこういう状態をうむ原因を、われわれは断じて許しておくことはできないのだ。

働く国民のみなさん!

仕事は困難である。だが、われわれがそろって自分自身のために立ち上らなければならない時がきている。勇気をもって、一人一人がかたまって全国のあらゆるところで突き進むならば、われわれわれの手で解決できない仕事はないことを確信しよう。

働ける賃金と米をよこせ、希望にみちて米をつくらせろ、と都市や農村の働くものが要求し、この要求実現のために一切の力をかけて運動することは、国民の正当な権利なのだ。右宣言する。

昭和二八年七月二五日

食糧対策国民連絡会議

中央における労農団体、各政党の動きに呼応して、地方においては郡民大会、農民大会が開かれた。香川、山口、新潟、佐賀、神奈川等では相当数の労働者農民がこれに参加した。また数カ町村では「米よこせ」飯米確保の闘争が起こされた。国鉄労組支部の主唱による労農提携の一環として米価要求の労農懇談会や大会も行われた。それらの代表的事例は後に記すが、しかし部落、農村を基礎とする組織的な農民闘争の盛り上がりとしては決して強大なものではなかった。つぎの日農主体性派本部の「二八年産米に関する統一要求とそのための闘争について」は中央地方における動きと、この運動の性絡をよく物語っている。

(昭和二八年度産米に関する統一要求とそのための闘争について)

一、(前略) 本年産米をめぐるわれわれの闘争は、供出闘争を軸とし広汎な農民をこの闘争に動員する統一闘争を組織し、更に労働者の闘争にこれを結合させて、農民の米価に関する要求実現の運動を展開するものである。

二、ところで、われわれが指示した右の闘争の仕方は、既に全国各地で自然に農民の間から生まれ、そういう仕方で農民は闘いのために立ち上っている。新潟、山口、香川、神奈川、佐賀その他の諸県では全面的な規模で郡農民大会、県農民大会が持たれ、農民の要求する米価を政府が認めないならば今年の米の供出割当は返上しようという動きさえ現れている。そしてこれらの農民大会に特徴的なことは、各地域のすべての農民、農業団体が力を合せて結合する、という統一戦線が組み上げられていることである。こうした供出米価闘争の全国的な高まりのなかで、新潟、神奈川などの若干の諸県では日農が積極的に先頭に立って進んでいるが、全国的にみるとわが日農は大きく立ちおくとみられる。能力と条件に応じて、力いっぱいこんどのこの闘争を闘わないならば、日農の存在する意義と役割とが疑われることになるだろう。立ちおくれは直ちに克服されなければならない。

三、新聞やラジオの報道で知っているように、本年産米に関する政府の方針はほぼ決定した。しかしもう動かすことができないものと思いついてはいけぬ。政府が、政府の方針をきめることは政府として当然の措置である。そうであればこそ政府の方針をくつがえすためのわれわれの闘いがあり、われわれは闘わなければならないのである。

しかも、闘いの場所はわれわれの前にひろがっている。まず第一に、それは供出割当に対する闘争である。政府は二五五〇万石ないし二六〇〇万石の集荷目標に対し、二〇〇〇万石を下廻る程度しか確保できないであろうという現在の見通しで非常に苦しい状態に追い込まれている。こういう情勢のもとで、不作下における農民の納得する供出

割当を闘いとるべきわれわれの闘争が力づくよく広汎に全国的な規模で推し進められるならば、政府の低米価供出方針をくつがえすことのできる条件を獲得することはさほど困難ではないのである。

四、供出闘争の場所は、いうまでもなくまず、部落、村である。日農は、部落、村で、ことはどれだけ供出できるかを相談する農民の集まりをひらき、その結論をとりまとめ、農民の自主供出の態勢と要求を固める。これが供出闘争のもっとも重要なカナメである。このカナメがしっかりと確立され、このカナメに農民が結びついているならば、われわれの闘いにとって勝利は大きく約束される。

つぎに、こういう態勢を部落→村→県というように農民大会などをつうじて順次積み重ねて、知事が中央から持って帰った供出割当と鋭く対立させ、知事・地方自治体を中央政府と対立させるように運動を組織する。この場合、おのおの闘争の段階で、労働組合に訴え、その支持を獲得し、例えば、労働組合が農民の供出闘争を支持する激励のビラやポスターを村々に貼りめぐらして、農民を勇気づける、というような工作を行うことが必要である。これらの点については、中央ではいま日農、総評、日教組、炭労などの間で具体的な協議が進められている。地方でも、日農はこういう工作の展開について労働組合に訴えその支持と協力を得て、精力的な供出闘争にふみ出さなければならない。

五、ところで、こういう全農民の統一闘争を組織するためには、要求が統一されていなければならない。バラバラな要求で、行動を統一することはできないのである。そこで、日農は、各農民組合、農業・団体と諮って、ことしの米に関する農民のいろいろな要求を相互に出し合って協議し、これらの多種多様な要求を統一して、統一行動の基礎を固めることに努力した。その結果がのちに掲げてある「昭和二八年産米対策に関する要請」である。この要請の末尾に列記されてある九団体に現在つくられている全国的規模の農民組合、農業団体をすべて含むものであり、そこに掲げてある「昭和二八年度農産物価格対策協議会」というのは、右の九団体が今年の米に関する統一要求を打ち出す目的で特に設置した中央独自の機関である。

六、「要請」のなかに「盛られた諸要求事項のうちには、日農の原則的主張と相容れないものがある。そのもっとも重要な点は、超過供出奨励金を認め、積極的にこれを要求している点である。超過供出奨励金制度については日農はこれに反対であり、これは、基本米価に織り込め、というのが日農の原則的な態度である。

日農は統一要求のなかに超過供出奨励金の問題をこのような形で取り入れることには反対し、反対の理由をあげて各団体を説得したのであるが、承認を得ることができなかった。ただしこの場合、日農はその正しいと信ずる原則的主張を放棄したのではなく、統一行動を支持し、統一の行動をおこなうなかで、日農の原則的主張を貫徹するためにこんごも同じ原則の上に立って要求を打ち出す権利を留保してあるから、こんごこの問題を取り扱うにあたってこの点に特に注意する必要がある。

七、以上述べた各地方における農民の立ち上り、そしてその基礎になる統一要求および主要九団体の提携にみられる主体的な条件の発展、また、政府方針の内定、供出割当全国知事会議の招集(九月一四～一六日)、米価審議会の開催(九月一九～二一日)などにみられる客観情勢の進展などを見あわせて、前記九団体は、全農民が政府

に体当たりして米価・供出に関する要求を獲得する闘いの一つの頂点をつくって闘争を有利に導くため、来る九月二一日、東京で「米価要求全国農民大会」を開催することに決定した。

この大会に日農が精力的に参加することは、われわれの義務である。こういう統一行動にわれわれが参加し、こういう行動を真に階級的な闘う農民の基盤の上に確立するため、統一行動のなかで誠意をもって指導的に努力することは、われわれの当面の基本的任務の一つだからである。すべての日農の活動家の参加を総本部は強く要請するものである。

八、この大会に参加するにあたってつぎの諸点に留意する必要がある。

(1) 新潟、神奈川、山口、香川その他の諸県のように米価要求の運動体として全県的な機関ができていところでは、日農はその機関と協議して大会参加の準備をととのえること。中央の大会準備委員会(前記九団体で構成)は各参加県に対して大会負担金一万円の納入を希望しているから、この配分についても、あらかじめ協議決定しておくこと。

(2) 右の(1)の場合のような全県的な活動体がまだ結成されず、かつ大会までにその結成がおこなわれない諸県の日農は前記各団体の県機関、県内各段階ごとの該当機関に直ちに連絡して至急に大会に共同して参加するための準備を進めること。大会負担金については前(1)と同じである。

右の(1)(2)は各団体がそれぞれその系統組織に指示することになっているから相互に連絡すれば分るはずである。(下略)
(二八年産米に関する声明)

われわれはすべての農民団体、農業団体は昭和二八年産米に関する措置について別紙の諸事項を要求するにあたってつぎの通り声明する。いま農村では災害の復旧がなされないばかりでなく公共事業費は削減されようとさえしており、地方では労働者を中心として勤労国民大衆のあいだではむごたらしい首切りがおこなわれている。

しかもこういう事態のもとで、いま政府は、農民に対しては今年のひどい不作にもかかわらず相も変わらず低米価で供出させ、消費者に対しては高い米価を押しつけようとしているのである。

全国の農民諸君

われわれの一致した要求は決った。われわれは、政府がこの要求を受け入れないならば、今年の米の供出には責任が持てないことを、ここにはっきり宣言する。(下略)

(昭和二八年産米対策に関する要請)

一、米価

- 1、昭和二八年産米第一次生産者価格は三等建正味石当り一万二〇〇〇円以上とすること。
- 2、各等級加重平均価格が、第一次生産者価格を下廻った場合は、その差額を直に追加払すること。
- 3、包装費は六〇キロ入新二重俵一七〇円以上とし、その他の種類の包装費はこれに応じで引上げること。
- 4、消費者価格は現行すえおきとすること。

二、早期供出奨励金

1、早期供出奨励金は、本年産米の作況を勘案し、石当り左の通りとすること。

第一期(一〇月二五日まで) 一五〇〇円

第二期(一一月一五日まで) 一〇〇〇円

第三期(一二月一五日まで) 八〇〇円

2、本奨励金の交付対象は、農産物検査法にもとづく検査合格品の全部とし、予算の枠によってこれを制限することなく、実際に該当期間中に供出された全量とすること。

三、供出完遂奨励金

供出完遂奨励金は、供出の全量(超過供出分を含む)に対し基本価格に加算して即時これを支払うこと。

四、超過供出奨励金

超過供出奨励金は、石当り三〇〇〇円以上とすること。

五、供出割当

1、各都道府県別供出割当は、全国知事会議に諮って決定すること。

2、供出割当を合理的に改善して、地域別、個人別割当の均衡をはかること。

六、特別集荷制度

特別集荷制度は廃止すること。

七、その他

1、本年産米の作況にかんがみ、検査標準品の決定にあたっては、実質米価の引下げとならないよう充分考慮すること。

2、農家保有米は非課税対象とすること。

昭和二八年九月七日

昭和二八年度農産物価格対策協議会

中央農業会議 全国農民連盟

日本農民組合 全日本開拓者連盟

全国農民組合 全国指導農協連

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
